

八王子市障害者地域生活支援拠点事業実施要綱

平成28年4月1日施行

改正 平成29年4月1日
令和2年4月1日
令和3年4月1日
令和4年4月1日
令和6年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者(児)の地域生活支援を促進する観点から、障害者(児)が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、国が示した「地域生活支援拠点等」として市が整備した体制により、様々な支援を切れ目なく提供し、もって障害者福祉に係る支援を積極的に推進していくことを目的とする。

(運営主体等)

第2条 障害者地域生活支援拠点事業(以下「事業」という。)の運営主体は八王子市とし、その業務を市長が適当と認める法人に対し、委託して実施することとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの及び市長が認めるこれに準ずる者とする。

(事業内容)

第4条 八王子市内の障害者の地域生活の継続並びに施設入所者及び入院患者の地域移行の促進を図るために、公的な福祉サービスだけでは生活が困難な障害者の実例を把握するとともに、第1条で定める目的に則した支援を行うための次条に定める体制により、必要に応じて次の業務を行うものとする。

- (1) 相談
- (2) 緊急時の受け入れ・対応
- (3) 体験の機会・場
- (4) 専門的人材の確保・養成
- (5) 地域の体制づくり

(体制)

第5条 事業は、地域の事業所が機能を分担することにより「地域生活支援拠点等」として面的な体制で支援を行うものとする。

2 前項の支援は、「八王子市委託相談支援事業所」を担う5か所の法人に置かれた「地域生活支援拠点事業所(以下「拠点事業所」という。)」を中心に、八王子市及び拠点事業所が認める

事業所(以下「拠点協力事業所」という。)が連携して行うものとする。

- 3 拠点事業所は、同条第1項及び第2項に規定する体制を構築するために地域の支援ニーズを把握し、地域生活支援拠点等の情報連携等を担うための拠点支援員(コーディネーター)を配置する。
- 4 拠点事業所は、本事業の支援体制を強化するため、第3項とは別に支援者への専門的な助言や研修によるスキルアップ、ネットワークづくりを行う目的で専門的コーディネーターを配置することができる。
- 5 拠点事業所は、第4条に掲げた「地域の体制づくり」の一環として、ピアサポーターを活用した支援を行うことができる。
- 6 同条第2項に規定する拠点事業所が行う事業内容及び業務等については、別途「八王子市障害者地域生活支援拠点事業業務委託仕様書」に定める。
- 7 事業の実施に当たり、「八王子市障害者地域自立支援協議会」及びその下部組織にあたる地域移行、地域継続支援に係る「部会」の委員等をもって構成する「地域生活支援拠点事業(調整)会議」が課題等の整理・調整機能を担うものとする。

(拠点協力事業所の登録等)

第6条 第5条第2項に規定する拠点協力事業所となる者は、八王子市へ届出(第1号様式)をし、協力事業所としての登録を行うものとする。

2 前項の登録内容に変更が生じたとき、または登録を廃止するときについても、八王子市へ届出(第1号様式)を行うものとする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。